

上田織維専門學校單科大學昇格に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月二十一日

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員 矢野西雄

上田織維専門学校單科大学昇格に関する質問主意書

上田織維専門学校單科昇格に関する本員の質問に対する内閣總理大臣吉田茂君の答弁は、巧みに論点を逸脱し、特殊の具体的質問に答えるに一般的原則論を以てしたものであつて、本員の満足せんと欲するも能わざるものであるから、茲に再び左記數項の質問を提起し、これに対し、速かに詳細且つ明確なる御答弁を要請する。

左記

一、答弁書の前段は、新制國立大学設置に関するいわゆる十一原則を声明したものであるが、一般論、原則論としては本員もその妥当性を承認するに資なるものではない。

さればこそ、二六七を算した旧制國立綜合大學、官立大學、大學予科、高等学校、専門學校のうち、上田織維、秋田鉱山、宮城師範等を除くの外は、ことごとく十一原則に従い六九の新制國立大学に統合されることを承服するに至つたのである。

問題は、一般論、原則論としては十一原則の妥当性を承認しつゝ、しかもなお國民經濟の再建、新学制の完全実施等の見地から單科独立を主張する上田織維に對して、文部事務當局が十一原則を梗に取つて、飽くまでもその單科独立を否認し、強いてこれを信州綜合大學に編入せんとすることが果して公正妥当なる措置なりや否やといふにある。

上田織維の單科昇格は長野縣議会が二回にわたつて議決し、縣民大会が熱烈に要望し、本院及び衆議

院の文教委員会も第二國会において満場一致その請願を探査したところであるのみならず前文部大臣、森戸辰男、同下條康麿両君がその実現に盡力せられつつあるは周知の事実であり、本院文部委員長前文部大臣田中耕太郎君もまたその妥当性を承認せられたるは、日高等学校教育局長自身の言明せられたるところである。また日高局長自身の言明によれば、上田纖維と文部事務當局との間を調停せんとせられたる大學設置委員山田勸銀副總裁すらもまた上田の單科昇格の支持者であつたとのことである。果して然ならば、上田纖維の單科昇格は、ひとり長野縣民の地方的要望たるに止まらず、全國民の輿論であるといわねばならない。

文部事務當局はいかなる理論的根拠によつてこの公正なる國論を無視せんとするのであるか。三人の前文部大臣、親しく天地観察をとげられた大學設置委員等がひとしくその妥当性を承認せられたる上田の單科昇格を頑として拒否するは、果して虛心坦懐に祖國の再建を念願する所以であるか否か。これが果して忠実なる事務官僚の態度といふことができるかどうか。

民主政治とは果してかようなものなりや否や。

二、いわゆる十一原則の妥当性は、原則論としては、本員等もこれを承認する。

また、この十一原則が總司令部の指令若しくはこれに準ずるものであるならば、占領下の日本國民として吾人はただ黙して承服するだけである。

けれども、十一原則が指令若くはこれに準ずるものでもないことは文部當局の言明するところであ

る。またこれが確定不動の原則でないことは、それが再三改正された事実がこれを立証する。されば、もしこの原則あるがために、上田纖維の單科昇格を承認することができないというなれば、十一原則全体を改正すべきであると思うが、文部当局の所見如何。

三、十一原則により、一府縣に一総合大学が設置されることになり、（第一項）またこの大学には必ず教養及び教職に関する学部若くは部をおく（第三項）ことになり、しかも各大学共に男女共学制となつた以上、女子大学の如きはさまでその必要はないものといわねばならない。

しかるに、十一原則は、女子教育振興のために、特に國立新制女子大学を東西二箇所に設置する（第五項）と規定してゐるにかかわらず、纖維大学は一つもこれが設置を企図していない。

文部事務當局は世界屈指の纖維工業國たるわが國において、一箇の纖維大学すらもこれを設置する必要なしというのであるか。新学制の下において、女子大学は二つも必要であるが纖維大学は一つも必要ではないと考えてゐるのであるか、纖維大学を設置するには経費を要するが、女子大学を設置するには経費はかかるぬというのであるか。

四、新制國立大學への轉換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重してこれを定める、とは十一原則第十一項の規定するところであるが、上田纖維の單科昇格については、縣議会の議決も縣民の要望も学校の意見も文部事務當局によつて尊重せられた形跡は毫もない。もしこれを尊重したといふなれば、いかなる意味において、これを尊重したのであるか。また、いかなる程度に

おいて、これを尊重したというのであるか。

五、政府の答弁によれば、上田纖維についても、東京、京都の両纖維専門と同様に他の学校と合併し、綜合信州大学の一学部として主として纖維部面を担当することが、この際より適切な措置と考えるというが、東京纖維は東京農林専門、京都纖維は京都工業専門の二校だけと合併されて、それぞれ東京農工大學、京都工藝纖維大學となつたものであり、しかも合併された両校はいづれも一里内外の近距離にあるのであるから、合併されたといふも、実は單科大学としての拡充にはかならない。しかるに、上田の場合十里も二十里も遠隔の都市に散在する全く種類を異にする数校と合併せんとするのであるから、不利不便のみ多くして、総合大学の利便は毫もこれを享受することはできない。これを東京、京都の両纖維専門の場合と同日に談するは不合理極まるものといわねばならない。

六、上田纖維を單科昇格せしめるには、現在の教員組織、及び施設等担当、拡充せねばならぬことは事実であるが一挙にこれを拡充せねばならぬ必要は毫もなく、國家財政に余裕の生ずるを俟つて漸進的にこれを拡充すればよいであらう。一般教養学科の部面においても同窓生及び各種纖維團体等の寄附金によつて寄易にこれを充実することができる。現に同校においては、同校の單科昇格を期し、各種纖維團体等の寄附金をもつて、建坪五百坪の大校舎の建築に着手した次第であつて、同校を單科大学として昇格せしめるもこれがため他との均衡上、特に経費の増嵩をもたらす惧は絶対にない。

いな、上田纖維は、その教授陣容においても、はたまたその諸施設においても、最も充実した専門學

校の一であり、最も経費を要すること少くして、單科昇格せしめ得るものであることを看過してはならない。上田纖維は東西の両女高師、水産講習所、商船学校等に比し、毫も遜色なく優に大学の資格を具備するものと考えられるが、文部事務当局はこれを否認せんとするのであるか、これを否認するならばその理由如何。

七、水産大学や商船大学が單科大学として設置されようとしているが、これは他省所管という特殊事情があるから、これをもつて單科大学の設置を一般化する理由にはならない、といふけれども水産大学や商船大学が他省の所管であるならば、何故に文部大臣の諮問機関たる大學設置委員会にこれが設置の可否を諮問したのであるが、かくの如きは文部省としては越権の沙汰ではないか。またこれら両大学については、一定期間を限り他省の所轄とする話合い中である、といふことであるが然らば現在においては、これら両大学も文部省の所轄に属するのではないか。これら両大学は他省所管だと称しつつ、同時に一定期間を限り他省の所轄とする話合い中であるといふは、矛盾撞著の甚しきものではないか。いづれにせよ文部省及び大學設置委員会が水産大学及び商船大学の設置を可決、決定した所以のものは、要するに、水産業及び海運業の重要性が認識されたによるものであらう。然らば本邦最大の輸出産業たる纖維工業の技術的指導の最高學府として、少くとも一箇の纖維大学をもたねばならぬことは、自明の理ではないか。水産大学及び商船大学設置の必要性を承認しながら纖維大学設置の必要性を認めずといふに至つては、本末の顛倒、これより甚しさはない。

八、政府の答弁によれば、大学設置委員会は文部大臣の諮問に対し大学設置の可否を審議し、それに答申するのを任務とするものであるという。然らば、上田纖維の單科昇格の可否は、大学設置委員会に諮問し、その答申を俟つてはじめて決定せらるべきものではないか。文部事務当局が同委員会にこれを諮問せずして、夙に絶対反対を表明し來つたことは同委員会を無視した越権の沙汰ではないか。政府の答弁によれば上田纖維は教授陣容にも施設にも不備なる点が多いから單科昇格せしめることはできないといふことであるが、文部事務当局は設置委員会の答申に基いてかやうに断定したのであるか。文部当局は上田纖維の單科昇格の可否を設置委員会に諮問したことがあるか否か。

文部当局が事務当局として上田纖維の單科昇格に対し反対意見を抱くことは当然許さるべきことである。けれども縣議会が三回にわたつて同校の單科昇格を議決し、國会またその請願を採択し、前文部大臣が三人共にその昇格を妥當とされている以上、事務当局としては須らく区々たる主觀的感覚を超克して、大臣の決裁を仰ぎ、当該學校その他關係方面と協議し、大学設置の具体案を作成して、大学設置委員会に諮問すべきが当然ではないか。文部事務当局の態度は、私情にとらわれて國事を誤るものではないか。文部事務当局が今なら上田纖維の單科昇格を否認するは高瀬現文部大臣の意志に基くのであるか否か、この点については、特に明確なる答弁を要請する。

九、文部省の『新制大學の実施について』と題する文書によれば、今なら單科昇格を主張する上田纖維、秋田鉱山等については、なお極力一府縣一大學の原則に基いて解決するよう努力するが、最後的決定は文

部省と大学設置委員会とに委せられることを総司令部 C.I.E. も承認していると明言されている。

即ち、この問題については、総司令部は毫も容喙せずその解決を文部当局に一任しているのである。然らば、上田纖維については、文部事務当局において、地方及び学校の意見を尊重して大学設置の具体案を作成し、去月開催された大委設置委員会に諮問せねばならなかつた筈ではないか。これを諮問しなかつたのはそもそも如何なる理由によるのであるか。支部当局は可及的迅速に具体案を作成し、大学設置委員会に諮問すべきであると思うが、その意志と用意とありや否や。これに対する事務当局の所見如何。

一つ、政府の答弁によれば六・三制の完全実施の必要経費の計上も困難なる情勢であるから、上田纖維の單科昇格はこれを承認することはできないとのことであるが本員等は六・三制の完全実施すら困難なる情勢であるからこそ、上田纖維を單科昇格せしめて理想的纖維綜合大学を設置し、以てわが國輸出産業の太宗たる纖維工業の世界的雄飛發展を図るべしと主張するのである。六・三制を完全に実施し、新制大学の充実・発展を期するには、要するに、輸出貿易の振興によつて、大いに外貨を蓄積するのほかはないのであるが、わが國輸出産業の王座を占めるものは、戦後においても依然として纖維工業である。試みに貿易廳監修・昭和二十三・四年版日本經濟貿易年鑑を見よ。即ち、昭和二十一年度の輸出貿易において纖維類の輸出は全体の五五・五四%を占めているのであり、これに次ぐものは農林水產物であるがその比率は僅かに一五・七%に過ぎず他は推して知るべしである。また、これを二十三年度について見る

に、纖維関係が輸出総額の六〇%を占めて第一位、機械器具農水産物等も一昨年に比べて比重を増してはいるが、いづれも一〇%以下で輸出の主力は依然として纖維である（世界経済新聞・昭二四、四、二三による）。即ち知る國民經濟の再建も文教の振興も主として 纖維工業の發展に俟つのほかなきことを。然るに、國際收支の見地からみて最も重要な水産業や海運業のためにすらそれぞれ水産大学、商船大学等の設置を決定したにもかかわらず國民經濟上圧倒的重要性を有する纖維工業のために一箇の纖維大学の設置をすらも頑強に拒否するはそもそも如何なる理由によるのであるか。これをしも誠心誠意祖國の再建を念願する公正なる文教政策と/or ことができるかどうか。文部事務當局は眞さに本邦貿易統計を検討したことあるか否か。

本員等が上田纖維の單科昇格を主張するは、單に經濟政策上の見地によるのではない。祖國再建の前提として文教の振興を欣求し、文部當局を鞭撻せんがためにこれを主張するのである。

一、健全なる常識と公明なる精神とに訴えれば、わが國に少くとも一箇の纖維大学がなければならぬこと及びこれがためには上田纖維を單科大學として昇格せしめ、以て理想的纖維大學を設置するが最善の捷徑であることは、自明の理に属する。

しかるに文部事務當局は今日に至るまで頑としてこれを拒否して敢て聽かざるのみならず、聞くところによれば學校教育法を改正して、なお單科昇格を主張する上田纖維等は單科大學には勿論昇格せしめず、さりとて綜合大學にも編入せず、永久にこれを専門學校として、残さんことを企図しているとのこ

とである。果してしかば、かくの如きは誠に由々しき大問題であるが、事実然るや否や。

近く國立學校設置法案が國会に提出されんとしているが、同法案においては、上田纖維を單科大學として昇格せしめる予定になつてゐるか否か、もしその予定になつてないならば、急遽同法案を修正して上田纖維を單科昇格せしめ、一般新創國立大學と同時に纖維大學として発足せしむべきであると確信する次第であるが、文部當局の所見如何。

去る三月十日、長野縣民大会が上田纖維の單科昇格の実現を期して大學上京、文部當局に陳情しようとした矢先に文部事務當局が學校當局に対し突如教職員の一割減員を通告したことは、職權を濫用して國民を威嚇し、公論を禪圧しようとしたものといわれても弁解の辞があるまい。もししからずといふなれば、何故に特にかかる場合を併んでかかる通告を發したのであるか。

高瀬現文部大臣は女子大學ないし商船大學を設置しながら、上田纖維の單科昇格を拒否するが如き文部行政を是認せられるや否や。文部大臣はまたかかる事務官僚の態度を放任せんとせられるのであるか。

内閣總理大臣吉田茂君は、國政の最高責任者としてその内閣の一角落にあひてかかる文部行政の行われつつあるを熟知せられるや否や。

これを熟知してしかもこれを是認せられるのであるか。
以上の諸点につき貴任ある御答弁を要請する。

以上で質問を終るものであるが、文部当局は事の推移を公正妥当に認識せられ、大学設置委員会にも再誇問していただき、関係当局とも十分の了解を得て、八方圓満なる解決に一段の努力あらんことを懇請して止まぬ次第である。淡々水の如き明確な解決を待望してやまぬ。